

お お さ か 西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 山本 仁昭 編集人 新井 和彦



はじめの一步 (小林幸一 会員)



新年明けましておめでとうございます。
「申」は干支の十二支9番目で、「伸ばす」を意味し「草木が十分に伸びきった時期で、実が成熟して香りと味がそなわり固く殻におおわれていく時期」といわれています。また申年は、「申(サル)」が「去る」を意味し、「悪いことが去る」とも。「いいことや幸せがやってくるという年」であります様祈っています。



新年のごあいさつ

支 部 長 やま もと ひと あき
山 本 仁 昭

平成28年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。

西支部の会員の皆様並びに関係者の皆様には多大なご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年の日本経済は一部の大企業では業績が回復の一方、経済のグローバル化の中で昨年8月の中国の株価暴落、一昨年の消費税の増税や円安による影響により、我々の主なクライアントである中小企業を取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ません。

昨年の相続税法改正による納税義務者の増加、来年の消費税の増税とともに導入される軽減税率によるその複数税率化等、金融所得税制の一本化の拡充等証券税制の改正と共にマイナンバー制度の導入等、我々税理士を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。

このような税理士に対する社会的要請にこたえてゆくため研修事業の充実をはかるとともに受講率の向上を目指していくことは重要であります。本会の規則改正により研修受講が努力規定から義務

規定に変更されたこともご理解いただきますようお願い致します。

また電子申告、書面添付の制度の普及及び定着についても今年も取り組んでまいります。申告書作成ソフトやe-Taxのシステムも年々使い勝手がよくなってきておりますのでe-Taxやダイレクト納付等のご利用をお願い致します。

税務支援におきましては税務相談センター、支部間応援等への参加協力もよろしくお願い致します。

厚生事業につきましては会員の親睦のために様々な企画をしていきます。

「おおさか西」の定期発行により、会員の皆様に情報を提供していきます。

近年は若手世代の会員も増えてきております。各委員会の活動を活性化し、会員相互の絆を深めていきたいと考えております。

結びに当たり、会員の皆様方のご健勝、ご多幸とご事業のご繁栄、並びに日本経済の完全再生を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

目 次

新年のごあいさつ	山本 仁昭 (2)
年頭のごあいさつ	成瀬 裕 (3)
新春まわり年特集	(4)
税を考える週間行事	(6)
支部旅行	東 克樹 (8)
うまいもんめぐり	茂見 寛二 (8)
西税務署からのお知らせ	(10)
大阪府・大阪市からのお知らせ	(11)
委員会だより	
新入・転入会員オリエンテーション	(13)
研修会	(14)

消費税・青色申告簿記教室	(14)
講師感想	竈門あや子 (14)
委員会活動報告	(15)
会員ひろば	
私の趣味	石井 邦佳 (16)
東山トレイル	長畑 裕史 (16)
大阪マラソンを完走して	吉村 政勝 (17)
新入・転入会員のご紹介	(18)
会員の動き	(19)
編集後記	(19)
写真コーナー	(20)



年頭のごあいさつ

西 税 務 署 長 なる 成 せ 瀬 ゆたか 裕

新年、あけましておめでとうございます。

近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、新春を健やかに迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

昨年は、「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録され、ラグビーW杯では南アフリカから奇跡の大逆転で、2019年の日本開催に弾みをつけるなど、明るい話題が多いなか、日本各地で発生した度重なる集中豪雨など異常気象に翻弄された年でもありました。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、厳しい定員・予算事情の下、経済取引の国際化・ICT化の進展といった、昨今の社会経済情勢を反映して、納税者の皆様方の税務行政に対する意識も大きく変化してきていると認識しております。

このような環境の下で、私どもの使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすためには、事務の簡素化・効率化、納税者利便の向上など、限られた人員や予算を最大限活用していくとともに、納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応を心がけ税務行政に対する理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

ここ数年取り組んでおりますe-Taxの普及及び定着、ダイレクト納付の利用促進につきまして

は、先生方のご協力のおかげで順調に推移しておりますが、納税者の更なる利便性の向上と事務の効率化に資するため、本年は国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーに初めての方でも操作しやすい、申告書作成画面を新設するなど、利用定着の各種施策に取り組んでおります。

また、本年1月以降順次、利用が開始されます社会保障・税番号制度につきましては、情報化社会のインフラとして利便性の向上や行政の効率化につながることを目的とし、税務行政におきましても効率化や納税者サービスの一層の向上を行っていくために、的確に対応したいと考えております。

しかし、こうした取組みは、一人税務署のみの力でなし得るものではなく、先生方のご協力が不可欠であることは言うまでもありません。先生方におかれましては、税務行政の良き理解者として、今後とも、より一層これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が先生方にとりまして、なお一層の飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

あけましておめでとうございます

西支部役員一同

支 部 長	山 本 仁 昭	副支部長	鳥 家 誠
副支部長	櫻 井 圭 一	〃	笠 原 努
〃	河 井 俊 幸	監 事	津 國 孝 二
〃	酒 井 勇	〃	横 山 良 次 章
〃	新 井 和 彦	〃	三 原 秀 章
〃	吉 村 政 勝		

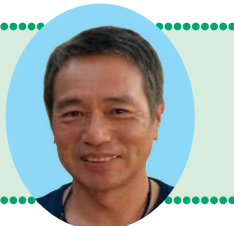
新春まわり年特集



- ①申年生まれの自分なりに思っている特徴
- ②新年にあたっての今年の抱負
- ③新年の過ごし方又は思い出
- ④すきな言葉(座右の銘など)

昭和 31 年生まれ

いま い たけ お
今 井 健 雄



1. 特 徴

要領はいい方だと思いますが、自信過剰で自己中に陥り易いです。人付き合いは悪くなく、まじめで人なつっこいですが、敵に回すと厄介な存在だと思われることもあるようです。

2. 今年の抱負

税理士になってアツという間の30年。もう少しこの仕事を続けながら健康で毎日楽しく過ごせれば……。欲を言えば少しでも世の為、人の為に役に立てればサイコーですね。

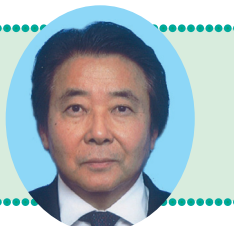
3. 新年の過ごし方又は思い出

元日は妻の実家に伺ってお節料理とお雑煮を頂く。翌日は実家に帰り、親戚一同で鍋を囲んでワイワイ。もう20年くらい続いています。

4. すきな言葉(座右の銘など)

過ぎ去った過去を悔やむことなく、まだ来ぬ未来に不安を抱くことなく。

にし ぜき よし つぐ
西 関 善 次



1. 特 徴

猿まねになるかわからないですが結構器用です。但し独創性に欠ける面があるかも知れません。

2. 今年の抱負

「ジャンナーの法則」＝人が感じる時間の心理的長さは自らの年齢に反比例するという法則。よって一日一日を大切に充実した日を送れるように気を引き締めていきたいと思います。

3. 新年の過ごし方又は思い出

毎年、年末より自宅に人が集まりカウントダウンをする。昨年はR.村田氏と一緒に元旦に住吉大社に初詣に行きました。

4. すきな言葉(座右の銘など)

智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかく人の世は住みにくい。

昭和 43 年生まれ

さくら い けい いち
櫻 井 圭 一



1. 特 徴

凝りだすと止まらず、当初の目的を見失い、どこへ向かっているのかわからなくなることがよくあります。また、「期間限定」などの言葉に極めて弱い消費者です。

2. 今年の抱負

ハーフマラソン90分。

3. 新年の過ごし方又は思い出

最近、箱根駅伝を5区小田原中継所付近か1区の品川駅前あたりで観戦することが多いですが、今年はテレビで見ると思います。小田原中継所から少し歩いたところにある「友栄」という鰻屋さんがおすすめです。

4. すきな言葉(座右の銘など)

「こつこつ」

しげ み かん じ
茂 見 寛 二



1. 特 徴

申年ですが高い所（いろいろな意味で...）が苦手です。

2. 今年の抱負

ある占いが出来る方から「今年は仕事で気苦労が絶えない」と。

→気を付けていきたいと思います。

また、「その苦労が再来年以降報われる」とも。

→そうなれるように頑張ります。

3. 新年の過ごし方又は思い出

大阪、奈良の双方の実家に孫の顔を見せに帰ってます。

「これが一番の親孝行」と勝手に思っています。

4. すきな言葉(座右の銘など)

TAKE IT EASY

昭和 55 年生まれ

いし い くに よし
石 井 邦 佳



1. 特 徴

負けず嫌い。

人からはよく、マイペースだと言われます。

2. 今年の抱負

色々な事にチャレンジし、仕事もプライベートも充実した1年になるよう努力します。

3. 新年の過ごし方又は思い出

ここ数年は、温泉でゆっくり過ごす事が多いです。

4. すきな言葉(座右の銘など)

虚心坦懐

かど た とも や
門 田 知 也



1. 特 徴

事務所では、頑固で理屈っぽいと言われます。多少自覚もある性格です。なるべく色々な物事を同時に考えよう、頭を柔らかく考えようとしています。感情的になると一直線になるようです。

2. 今年の抱負

今年は税理士になってから11年目になります。新たなスタートを切るつもりで初心に戻って、日々成長できる様に努力していこうと考えています。

またこの10年間、支部や本会等に非常にお世話になったので、少しずつ返せていけたらと思っております。

3. 新年の過ごし方又は思い出

20代後半まで無趣味で過ごしてきたのですが、30歳を目前に「何か趣味を持とう」と思い、始めたのが「マラソン」です。29歳の1月1日に走り始めました。始めた頃は長く続かないと思っていたのですが、意外と続き今年でマラソン歴7年目になります。ほぼ毎年フルマラソンにも出場しており、大阪マラソンは何故か第2回大阪マラソン以外、運良く全て当選して、全部で4回走っています。

いつの間にか趣味となったマラソンが、新年からスタートした事を今でも思い出します。

4. すきな言葉(座右の銘など)

実るほど頭を垂れる稲穂かな



税を考える週間行事

税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

税とは何か

大阪市立花乃井中学校3年

宮 城 沙 華

私の「税について」のイメージは、親などの大人たちのため息をつかせるもの、です。けれど、ため息をついても、消費税引き上げは嫌だと言っても払っています。私はなぜだろうと思いました。もちろん、義務だから嫌だどうだと言っても払わなければならないのは分かっています。でも皆、払いたくないとは言わないのです。

不思議なので、いろいろ考えてみました。まず、税はどんな税があるのか考えてみました。消費税はもちろん、たばこ税や酒税などたくさんの税があります。私はたばこ税や酒税などを上げていけばいいのでは、と思いました。これらは人に害を与えるからです。一番たばこが害を与えると私は思っています。ポイ捨てなどの環境汚染、吸っている本人以外の人に煙がかかり、不快になるなど問題がたくさんあります。たばこ税や酒税を上げれば、買うのを控え、人が快適に暮らせるようになるのではないのでしょうか。

次に、税の使い道について考えてみました。つい先日、テレビで世界の税金と日本の税金の違いが放送されていました。すると、税が高い国の方が、国民の国へ対する満足度が高かったのです。その理由は、高い税のかわりに、内容の濃い、社会保障制度があるからです。学費の無償化、病院代の無償化、さらに男性の育児への保障など、人々が安心して暮らせるようになっていきます。その点を考えると、今の日本はかなり充実しているのではないかと思います。私はまだ子供で、税をどれだけ払っているかなどは知りません。ですが他国より、保障制度は充実しています。日本は消費税が低いわけではありませんし、高すぎることもありません。このまま、高すぎず低すぎず、そして保障制度が充実し、人々が安心して暮らせるようになるのが一番いいのではないのでしょうか。

しかし、最近では、議員の方々で何人か、不正にお金を使ったり、異常なまでに切手を買ったと報告したりと、私たちが議員の方々々に日本をもっと良くしてほしいと払っているお金を無駄にしている方もいます。私は、税に対して不満はありません。でも、結局問題なのは人の気持ちなのではないのでしょうか。税の使い道を考えてくれたのは議員の方々です。それが、なぜ国民のお金を自分のために使おうと考えるのか、私には不思議です。日本国民の一人一人が税に対してちゃんと考えること。議員の方々もそうです。正しい考えと気持ちを持つことが、本当に正しい税のあり方だと私は考えます。

この「税についての作文」を書く機会を与えてもらえて良かったと思います。税について考えることなんてあまりなかったのですが、今回でとても重要なのだと分かりました。これからも税のことをもっと知り、人々が幸せに暮らせる日本になったらいいと思います。



税を通しての政治・経済への観点

大阪市立西高等学校2年

金 井 俊 之

私はこの「税の作文」を書くとき、今日の日本の税事情について考えました。中学校の頃から政治や経済について少し興味がありました。そうした理由等もあり、現在商業系の高校に通学しているのですが、その高校で商業の勉強をしていくなかで、政治や経済により興味が深まりました。そこで今回日本の税事情について考えていると、日本の少子高齢化の影響で社会保障がこれまで以上に強化されないといけないのに、働き手である若者が減少し、税が足りなくなっているのが今日の日本の最も解決しなければならない課題だと思

ました。そこで私は世界の税事情を理解し、そこから利用できるものを利用し、それだけでなく、日本の本来の強さである「技術」を世界に対してこれまで以上に売りに出せばいいと考えました。世界の税事情を理解するために私は『世界の税金のしくみ』という本に目をつけ、読んでみました。前から私が注目していたものがやはりその本にも記載されていました。それは西洋の税事情です。消費税や所得税、法人税を高くするかわりに、生涯にかかる学費や医療費を無料にしている国が西洋には多いのです。貧しい国民が他の国民と格差なく過ごせるよう、かつてそのような人たちでもしっかり学問を学べるようにつくられているこのヨーロッパの税制度は日本の税制度よりも確実に個人の生活を保障する力があると言えます。しかし、今回新たに気が付いたことは、各地域の独自の税制度も少しありますが、それ以外はほぼ全世

界共通だということです。所得税についても家族が多い世帯は減税されるといったところや、法人税の税率も大抵一緒でした。さらにこの本を読み進んでいるうちに別の観点からも共通点が見えました。それはこの本に記載されている国と日本との貿易において、この国々が日本から輸入しているもののほとんどが自動車や自動車の部品、コンピュータの部品などでした。日本の技術力は世界有数です。その強みをもっと国をあげて奨励し、支援すれば経済は安定すると考えます。さらに、無駄を無くせばいくらでも経済は安定し格差を無くせると考えます。ヨーロッパ式の税制度を取り入れ、政治家の歳費特権を廃止すれば、貧しい人でも他の人と平等に生活していけると思います。私は利益を出すことだけにこだわらず、弱き者の立場に立って物事を考える力が今の日本には一番必要だと私は考えます。

西 区 民 ま つ り に 参 加

平成27年11月1日(日)土佐公園において西区民まつりが開催され、「税を考える週間」行事の一環として支部からも毎年参加しています。本年は山本支部長他支部役員3名が参加いたしました。

会場には税務コーナーが設けられ、e-Taxの普及拡大への広報活動としてパンフレットの配布、広く税について知っていただくための税金クイズ等の活動が行われました。

また、近畿税理士会西支部長賞受賞作品を含む、小中学生の税に関する作文や習字、標語等も展示され市民の皆様でにぎわっていました。



ボウリング大会のご案内

開催日 平成28年1月27日(水)

《ボウリング》

受付開始 午後5:30

プレー開始 午後6:00

場 所 ラウンドワンスタジアム千日前店

《意見交換会》

開 始 午後7:30

場 所 がんこ法善寺本店

◆会費：4,000円

(親睦会のみ参加……3,000円)

(ボウリングのみ参加……1,000円)

締 切 平成28年1月8日(金)

申込先 西支部事務局

TEL 06(6584)3424

FAX 06(6584)3425

メールアドレス kousei@kinzei-nishi.com

支部旅行

支部旅行に初参加しました

ひがし 東 かつ 樹

9月5日(土)から6日(日)にかけて支部旅行に参加してきました。今回は伊勢志摩方面で、志摩スペイン村、伊勢神宮参拝、和田金のすき焼きを食べるといった盛りだくさんのイベントで、初参加の私にとって非常に楽しい旅行となりました。

まずは近鉄電車が観光特急として投入した「しまかぜ」です。列車内を見てみると凄い設備が満載です。シートは電動リクライニング等、何から何まで超豪華です。おかげでスペイン村にはあっという間に到着です。

スペイン村は実は過去5回プライベートで訪れたことがありましたが、全く新しい方々とご一緒させて頂くと、初めて訪れた場所と錯覚するほど楽しかったです。

さぁ2日目です。本日のイベントは伊勢神宮と松坂の超有名すき焼店「和田金」です。まずは伊勢神宮の参拝です。しかし朝からの大雨で気持ちも少し曇り気味です。が・・・伊勢神宮に到着し入口付近のトイレを利用していると、大の個室から「オェ・・・オェ・・・」



と大声が聞こえます。他の参拝される方もあまりの大声で、何がおこったんだという雰囲気です。その声は5分程度続きました。扉が開き姿を現したのは櫻井さんではないですか。これ以上は書けないですが、この2日間で一番印象に残った出来事となりました。

さて参拝も無事に終了し、次のイベント「和田金」です。松坂では超有名なすき焼き店です。早速すき焼きを堪能させて頂き、一言「うまい！」

後は大阪に向け帰るのみです。バスにて松坂駅に到着です。しかし大雨です。嫌な予感の的中するものです。帰りは近鉄特急に乗車する予定でしたが、運行中止です。仕方なく急行電車で大阪迄移動です。約2時間半かかりましたが、全員無事大阪に戻ることができホッとしました。

最後に楽しい旅行を企画して頂いた、厚生委員の皆さまには感謝です。次回の支部旅行が今から楽しみです。



うまいもんめぐり

1. 店名他

蛸焼とおでん くれ屋

四ツ橋駅から徒歩1分 大阪市西区北堀江1-1-3 四ツ橋日生ビル別館1階

☎06-6536-5338 年中無休、午後6時から翌朝5時

2. 紹介者 茂見 寛二会員

3. おすすめ

浅利出汁を全ての料理に使っているとか。特に“蛸焼”がおすすめ。

この蛸焼は塩、ソース、だしの3つの味を選び、全部食べるとそれだけでお腹一杯。もちろんこれから寒くなってくると食べたくなるおでんも種類豊富。

予算1人当たり3,000円から4,000円



新コーナー あなたのオススメのお店をご紹介します。

近畿税理士会西支部の皆様へ

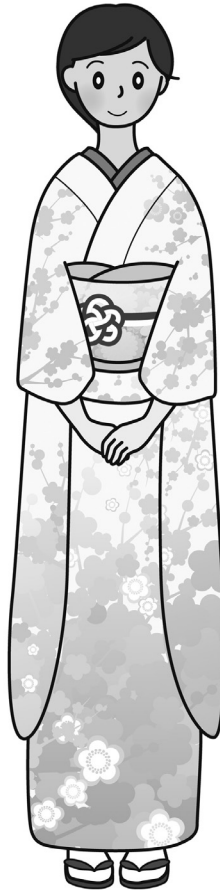
税理士業界における 相互扶助の原点が ここに 있습니다!

税理士事務所・
税理士法人の職員の方は
単独でも加入できます

「日本税理士共済会」は
今から62年前の昭和28年に
西日本を襲った豪雨災害で被災した
多くの税理士の救済をきっかけに、
当時の日税連会長の提案によって
日税連の中に厚生委員会を組織し、
税理士とその家族、
事務所職員を対象とする
助け合いの相互扶助団体として
発足し、その後
「日本税理士共済会」として
現在に至っております。

お互いの思いやりを大切にする
日本税理士共済会へのご加入を
ぜひお願い申し上げます。

日本税理士共済会
理事長 石丸 修太郎



■ 税理士団体保障

最大2,500万円の災害割増
特約付団体定期保険

■ 選べる医療保障 マイセレクト

基本保障の他にオプション
保障が選べます

■ 所得補償

万が一の就業不能時の
所得を補償

■ おしどり保障

税理士とその配偶者のみが
加入できる団体定期保険

■ 個人年金

個人年金保険料控除
別途積増制度あり

■ 大型年金

5年に一度の特別一時金
1口1万円から

■ 普通年金

保障と積立てを兼備
1口2,000円から

■ ハイパーメディカル

治療実費を補償する新しい
タイプの医療補償保険

● シニアにきちんと医療保障
簡単な告知で満80歳の方までご加入可能

● 損害保険
ゴルファー保険・海外旅行傷害保険など

● 福利厚生サービス
わずかな会費で多彩なメニューを利用可能

 日本税理士共済会

電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

*詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。 ホームページはこちら → <http://www.zeirishikyosai.com>
日本税理士共済会は、公益財団法人 日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

西税務署からののお知らせ

【e-Taxについてのお願い】

- e-Taxによる法定調書合計表等の送信について
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出については、e-Taxで早めに（提出期限は平成28年2月1日（月））ご提出いただきますようお願いいたします。
また、大量の法定調書を作成する場合におきましては、光ディスク等（CD、DVD、MO、FD）による提出をお勧めします。
- e-Taxによる確定申告書の早期送信について
関与先の納税者の確定申告書（所得税及び復興特別所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。
また、平成27年分の国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得者又は公的年金所得者の方向けの専用画面を新設しており、初めての方でも簡単に申告書が作成できるようになっておりますので、関与先の法人等の従業員の方に対しまして、「確定申告書等作成コーナー」の利用による早期提出について周知方をお願いいたします。
- 添付書類の提出省略について
所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。
また、平成29年1月4日からは書面提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）による提出が可能となりますが、対象となる添付書類については平成28年4月以降にe-Taxホームページに掲載される予定です。
- 贈与税のe-Taxについて
平成24年分の贈与税申告から、e-Taxをご利用いただけることとなりました。
贈与税の申告書を提出される関与先がございましたら、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

【総務課からのお願い】

- 確定申告書の税務署への送付について
税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。
宅急便、ゆうパック、ゆうメール、ポスバケットなど荷物扱いで送付することはできません。（申告書控えの返信用としても利用できません。）

【管理運営部門からのお願い】

- 振替納税の利用勧奨について
平成27年分確定申告の納期限と振替納付日は、下表のとおりです。
「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の振替納税の普及拡大へのご協力をお願いします。

平成27年分確定申告分の納期限等一覧

区 分	納 期 限	振替納付日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日（火）	4月20日（水）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日（木）	4月25日（月）

【個人課税部門からのお願い】

- 「スマート確定申告」
国税職員の大幅な定数削減、「社会保障・税番号制度」の導入等による確定申告を取り巻く環境の変化に合わせ、確定申告体制の抜本的な見直しを行います。
今後は「スマート確定申告」として、自宅からのICTを利用した申告の一層の推進、必要最小限の相談担当者による効率的な申告相談体制の構築などを行ってまいりますので、取組の実現に向け、ご理解とご協力をお願いします。

- 財産債務調書の見直しについて
（平成28年1月1日以降提出分から適用）
従来の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加えて、「その年分の12月31日において有する財産の価格の合計金額が3億円以上、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得の特例の対象資産の価格の合計金額が1億円以上であること」との基準が追加されました。

【資産課税部門からのお願い】

- 「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」の提出について
土地、建物等の譲渡で損失が生じているため、確定申告書の提出をされない場合につきましても、「譲渡所得の内訳書（計算明細書）」の提出をしていただきますようお願いいたします。
- 資産各税の税制改正のお知らせについて
・平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されております。
・平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されることとなりました。
また、国外に居住する親族等へ対象資産の贈与等を行う場合も、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課税されます。
※ 対象資産等の内容について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

【法人課税部門からのお願い】

- 「源泉所得税額表」等の改正について
平成28年分の所得税の計算において、給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされました。
この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。
平成28年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には「平成28年分 源泉徴収税額表」を使用してください。
なお、「平成28年分 源泉徴収税額表」は年末調整関係書類に同封しているほか、国税庁ホームページにも掲載しております。
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について
平成28年1月以後に支払を受けるべき給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与支払者に提示又は提出しなければならないこととされました。

【社会保障・税番号制度についてのご案内】

- 個人番号の記載について
平成28年1月1日以後に税務署に提出する申告書、申請書、届出書等の税務関係書類において、該当する個人番号を記載する必要があります。
*「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。
- 個人番号の本人確認について
申告書、申請書、届出書等の税務関係書を税務署等に提出する際には、税務署等^(注)で番号及び本人確認を行います。本人確認には個人番号カード又は通知カード及び顔写真付身分証明書が必須となります。
(注) 扶養控除等（異動）申告書に記載した個人番号のうち、給与所得者本人の個人番号については給与支払者が確認をする必要があります。ただし、扶養控除等（異動）申告書に記載した控除対象配偶者や控除対象扶養親族等については、給与所得者本人が確認し給与支払者には、これら親族の通知カード等を提示する必要はありません。

大阪府からのお知らせ



大阪府と府内市町村では、 **平成30年度から**

原則として、すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの
特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収(給与から差し引き)が法律で義務付けられています。

※一部の自治体では、先行して平成28年度から特別徴収義務者の指定を行っていきます。

お問合せ先：具体的な手続きに関するお問合せは、従業員の方がお住まいの
市町村の個人住民税特別徴収担当までお問合せください。



はじめよう！ 個人事業税の口座振替

個人事業税は、大阪府内に事務所や事業所を設けて、物品販売業や製造業など
課税対象事業を営んでいる個人の方が納める税金です。

個人事業税の口座振替をご利用ください。

口座振替依頼書等関係書類は、府税事務所に備えているほか、大阪府ホームペ
ージからもダウンロードできます。

詳しくは

大阪府ホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>
又は府税事務所へお問合わせください。

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

償却資産の申告

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している人
は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

申告期限 毎年1月31日

申告先 財政局船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ
※平成26年6月2日固定資産税(償却資産)担当を船場法人市税事務所に統合しました。
統合に伴い申告書の提出先が変更になりました。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示しますと…

資産の種類	具 体 例
①構築物	受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、 外構工事、内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、 土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大形特殊自動車、客車、貨車など (注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産として課税対象には含まれませんので、ご注意ください。
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房 機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、 テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、 遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

《問い合わせ先》 財政局船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ
住 所 〒541-8551 中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階北側
電話番号 06-4705-2941
※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00))

税理士(法人)事務所・関与先繁栄のパートナー!
仕事やプライベートに使ってうれしい組合員特典!

提携企業をご利用ください!



税理士関連業務

報酬自動支払制度、OA機器・
オフィス家具、印鑑・ゴム印・名刺 等



不動産業務関連

不動産情報サービス、不動産鑑定評価、
戸建・マンション販売、増改築・リフォーム ほか



共済・損害保険関連

小規模企業共済、セーフティ共済、中退共、
自動車保険、火災保険、海外旅行保険 等



生活関連

紳士・婦人・生活雑貨、調理家電のカatalog販売、
タクシーチケット、葬儀請負、衣料品展示販売、太陽光発電工事、
筆記具等ステーションナリグッズ、紳士服訪問販売



レクリエーション関連

国内外バックツアー、温泉旅館宿泊、
リゾート会員権販売



ゴルフ関連

ゴルフフェーズ保険、ゴルフ会員権売買



カーライフ関連

カーリース、中古車査定買取



web販売

書籍販売、電化製品、筆記用具 等



その他

クレジットカード・人材派遣・ローン関連・
健康関連・セキュリティー関連・資格取得

現在約70社の企業と提携しています。



ご利用のしおりをご覧ください。



組合員・賛助会員の皆様が
あっせん事業の提携企業を
ご利用していただく事により支えられ、
より一層の活動支援を目指します。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888 / FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>



委員会だより



新入・転入会員オリエンテーション

11月18日「とみ多」において新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。今回参加された新会員は全員が税理士資格を取得されて初めて税理士会会員になられた方々でした。

山本支部長のユーモアをまじえた歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会について活動目的や活動の現状を含めた今後の予定などの説明がされました。特に電子申告の推進や36時間の研修受講達成が義務化され税理士会会員としての責務であること、会費滞納に対する処分も強化されているなどの厳しい内容もありましたが、近々行われる日帰り支部旅行をはじめ1泊2日の支部旅行や講演会・総会後の懇親会などの親交を深める楽しい機会も数多く予定されていることも併せて説明されました。新入会員は緊張の中にも笑顔が見られました。また、新入会員には西支部作成の「設立50周年記念誌」を配付して、近畿税理士会及び西支部の今後の更なる飛躍の為に活動に参加していただくようお願いしました。

続いて高橋阪奈税協理事から大阪奈良税理士協同組合の活動や加入の案内があり、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動について同会の石井副会長から紹介されました。



引き続き開催された懇親会では鍋懐石を堪能しながら、名刺交換や各人の経験談を話題にして大いに懇親を深めていただきました。参加された新入会員の先生方がこれを機会に支部行事にご参加いただけるよう期待いたしております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入転入会員先生には必ずご参加いただくこととしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方も次回以降の新入・転入会員オリエンテーションへのご参加をお願いいたします。

参加人数	新入転入会員	5人
	西支部役員等	12人
	合計	17人



第3回 支部研修会

平成27年9月8日(火) 午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成27年度第3回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に税理士の武智寛幸先生をお迎えし「グループ法人税制の留意点」と題してご講演頂きました。

難解なグループ税制をわかりやすくご解説頂き、今後の実務での対応に役立つとても勉強になる内容でした。

武智先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 72人 港支部 27人
合計 99人



第4回 支部研修会

平成27年11月16日(月) 午後1時30分よりホテル大阪ベイタワーにおいて、平成27年度第4回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に税理士の小寺新一先生をお迎えし「法人と個人にわたる借地権の税務」と題してご講演を頂きました。

借地権課税の仕組みを理解するための7つのポイント(項目)をわかりやすく講義をしていただきました。

併せて調整借地権の価額の算定という取扱い等も丁寧に説明していただき大変有意義で内容の深



い講演でした。

小寺先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数 西支部 85人 港支部 31人
他支部 14人 合計 130人

第1回 ICT研修会

平成27年9月25日(木) 午後1時30分より公益社団法人西納税協会3階会議室において「マイナンバーに向けた税理士事務所の情報セキュリティ対策に関する」支部研修会を開催しました。

講師に㈱NTTデータ 税務サービスグループ担当者様他を迎え、「会計事務所における情報セキュリティ対策」、「マイナンバー制度に向けた会計事務所における安全管理措置の対応」とマイナンバー制度の技術的安全管理に着目し、税理士事務所の情報システムに対するセキュリティ対策に関する内容でした。

当日は、プロジェクターを使用して具体的な事例の説明もあり、参加者の方に興味深く研修に参加いただけたようです。

参加人数 税務署 1人 税理士 28人
職員 7人 合計 36人

消費税・青色申告簿記教室

公益社団法人西納税協会において、竈門あや子会員を講師として、消費税・青色申告簿記教室を開講しました。

受講者 14人

講師感想

かま ども 竈 門 あや子

公益社団法人西納税協会主催の青色簿記教室の講師をさせていただきました竈門です。

前年まで講師をされていた浦野先生との雑談で私が「簿記教室の講師をやりたい。」と何気なく話したことがきっかけで今回、講師をさせていただくことになりました。

軽い気持ちで引き受けたものの、受講生は簿記経験0の方から簿記2級の方まで、20代から60代まで、法人の経理、個人事業者、昨年再受講生…と幅広くどう講義すればいいのか悩みました。納税協会の山崎専務から、初学者をターゲットにしてください。という要望でしたので、勘定科目

の説明から始まって仕訳、決算整理、最終日には消費税の仕組みも簡単に説明しました。

例年、途中で講義についていけなくなる脱落者が数名いらっしゃるということで、今年も何人かは減るだろうと予想はしていたのですが、夜の講義なので残業等で欠席される方はいたものの最終日までなんとか全員出席していただきました。

私は、人に教えることは好きなのですが、人前で喋ることが大の苦手で、講師をするのも初めての経験だったので、初日はとても緊張しました。講義の時間配分が難しかったです。毎回のレジユメの作成も時間がかかり大変でした。浦野先生のレジユメを参考にさせていただき、とても助かりました。ありがとうございました。

今回の講義にあたり、普段はめったにしない減価償却費を手計算ですることや、簿記の基礎知識を見直すことができ私自身も大変勉強になりました。全6回で簿記の基本から消費税申告までを理解してもらうことは難しかったとは思いますが、

最終日に「受講してよかったです。」と言ってくれた受講生もいて、少しはお役に立てたかなと思います。今回は初めてで説明不足のところも多々あったと思うので、もしまた講師の機会があれば反省点を改善してお引き受けしたいです。

西納税協会をはじめ関係者の皆様、ご協力ありがとうございました。



委員会活動報告

(平成27年8月～平成27年11月)

総務委員会

- 8. 5 夏季講演会と意見交換会
- 9. 25 第4回役員会
- 11. 17 新入・転入会員オリエンテーション
- 8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

綱紀監察委員会

- 11. 18 所在不明確認調査に関する実地調査

情報化対策委員会

- 9. 25 「マイナンバーに向けた事務所のセキュリティ」支部研修会
- 8月～11月 支部ホームページの更新

財務委員会

- 9. 14 支部会費滞納者の現況書を本会に提出
- 10. 5 会費滞納者の現況報告書を本会に提出
- 11. 9 長期会費滞納者に対し督促状を内容証明郵便で発送
- 8月～11月 支部会費納入状況の確認と未納者に対する督促

研修委員会

- 8. 10 第2回ビデオ研修会
- 9. 8 第3回支部研修会
- 10月 第1回研修図書配布
- 10. 22 第3回ビデオ研修会
- 11. 16 第4回支部研修会

広報委員会

- 8. 3 支部会報第89号の原稿収集と紙面割付
- 8. 11 支部会報第89号の校正
- 8. 18 支部会報第89号の再校正
- 9. 1 支部会報第89号の発行
- 10. 28 支部会報第90号の紙面構成と原稿依頼
- 11. 24 支部会報第90号の原稿収集と紙面割付

厚生委員会

- 9.5～6 支部旅行
伊勢・志摩方面

税務支援対策委員会

- 8. 17 支部税対担当者会議
- 10. 2 支部租税教室担当者会議

会員の声

私の趣味

いし い くに よし
石 井 邦 佳



先日、三浦知良選手がJ2横浜FCとの契約を更新し、49歳となる来季も現役を続行することが発表されました。この年齢でプロとしてプレーし続けるのは身体のケア等、大変な努力をされているのはもちろんの事、何よりも本当にサッカーが好きなのだと感じます。来季がプロ31年目だそうで、自身のもつJリーグ最年長出場記録と最年長得点記録を塗り替えてくれることを期待しています。まだまだ、カズリスペクトという事を書きたいのですが、前置きが長くなりそうなので、本題に入りたいと思います。

さて、私も小学生の頃にサッカーを始めました。私が小学生の頃はまだJリーグ開幕前で、現在のように海外のリーグを簡単に見る事ができるような環境ではありませんでした。ではなぜ、サッカーに興味をもったのか？「キャプテン翼」の影響です。当時のサッカー少年はみんなそうでした。

その後学生時代を経て、少し離れていた時期もありましたが、現在もプレーし続けています。今年でいまのチームに所属して8年か9年目になると思います。チーム方針は、とにかくサッカーを楽しむという事で、練習（ほぼミニゲームですが）は毎週土曜日の夜に集まって、約3時間ひたすらボールを追いかけます。メンバーは20名程で、私と同年代が多いので、仕事や家庭が忙しく、対外試合や大会へ出場する事は減りましたが土曜日の練習には、毎週10名前後は集まります。私も含め、みんなサッカーが好きなサッカーバカなのです。

そんなサッカーバカ達の中でも最年長の方がカズと同年なのですが、月に1回は練習に出てこられて、「カズが現役のうち俺も辞めん」と豪語しておられます。それを聞いた時に、私もカズが引退する年齢までサッカーを続けたいと思うのです。

東山トレイル

なが はた ひろ ふみ
長 畑 裕 史



同じ歳のO先生から「京都の東山歩きに行かへん？」と誘われたので、早速、参加させていただくことにしました。なんでも京都盆地を囲む山々を一周するハイキングコースのうち、清水寺の裏山回り、東山界隈のコースを「東山トレイル」と言うのだそうです。最も当日のコースそのものは、最初三十三間堂を拝観して、そのあとは昼過ぎに知恩院集合と決まっているだけで、道中は自由という、かなりアバウトなものです。ただ、私より年長のT先生がトレイルコースに行くとのことでしたので、私としても負けるわけにはいきません。のんびりとした街歩きは諦めることにしました。

京都駅に三々五々集合し、最初の目的地の三十三間堂を目指しました。ここを訪れるのは小学校の修学旅行以来です。長い年月を経た千体余の千手観音が整然と立ち並んでいる様は荘厳で、なんでもこの観音像の中に、会いたいと願う人に似た観音様が必ずおられるのだそうです。

また三十三間堂は、成人の日の通し矢で有名ですが、学生時代、弓道部に所属していた私は、県大会の遠的競技（通し矢と同じ60m）に出場したことなど懐かしく思い出しました。

ここで街中コースのO先生たちと別れ、京都女子大の横を通過して（女子大と聞いて年甲斐も無く何故か少し緊張して）ゆるやかな上り坂をトレイルコースに向かいました。やがてコースの道標が現れました。そこからは、本当の山道になります。ここで山裾伝いに清水寺方面に向かうYz先生たちともお別れです。



いよいよ残るは五人。山道に入ります。先頭は一番若いK先生。頑張っただけを追いましたが、30分も歩いたでしょうか。山頂に着くころには50m余り置いて行かれてしまいました。

小休止がてら山頂付近の案内板を見ると、トレイルコースをそのまま行っただけでは集合時間にはとても間に合いそうにありません。やむなく、地図が点線表示なのが多少気になりましたが「防火管理道」を下山することにしました。しかし「点線表示」の理由はすぐに判明しました。「管理道」とは名ばかり。草が生い茂り、途中の橋は朽ちかけ、おまけに今年の台風の爪痕か巨木が道を塞いでいるではありませんか。崖の上を迂回するか、倒れた幹の下を這いつくばるか、二つに一つです。私は“やや太め”の体を地べたにほとんど四つん這い状態にして何とか通過しました。そこから道はややゆるやかになり、高台寺の裏手を通って、集合時間を気にしながら知恩院の三門へ向かいました。

ところが、三門付近には誰も見当たりません。連絡をとってみると、既に昼食場所の「いもぼう〇〇」にいるとのこと。ネットのHPで「近くに似た名前の店あり。注意」とあったことも忘れ、手近の「いもぼう本店」へ。レジのおやじに聞くと「おたく等の予約は、この先の店や。うちは300年やけど、あっちは、まだ50年ほどや。」と聞いてもないことまで教えてくれました。店の名は「いもぼう本家」。「店」と「家」の違いだけ。「もっと分かり易うせんかい！」と思った一幕でした。

ちなみに「いもぼう」は、えびいもと棒だらを甘辛く炊いたもので、美味しくいただきました。



大阪マラソンを 完走して

よし むら まさ かつ
吉 村 政 勝



大阪マラソンに出場することを知人に話した時、「練習は嘘をつかない！」という言葉を書きました。その知人は「120キロ走った」と言っていたので、これを目標にして練習し、大会までに合計240キロ走り、少し自信ができました。しかし、大会前になるとやはり完走できるかどうか不安になり、大会参加を公言したことを後悔しました。当日スタート地点に立つと、絶好のコンディションと参加者の熱気でテンションが一気に上がり、「絶対完走しよう。」と気持ちが高揚しました。御堂筋など市街地を走るのには爽快で、沿道では「めざせ！完走！」、「私は5年連続落選だ！走れるだけ幸せと思え！」とか、「足が痛いのは気のせいだ！」といった手作りのプラカードを持って応援してくれました。最後尾近くを走っていた私が給食ポイントに辿り着いた時には食べ物はほとんど残っておらず、楽しみにしていた「たこ焼き」も食べられませんでした。しかし、沿道のいたるところで地域の人達が飲み物や食べ物をもって応援してくださり、大阪人の温かさを感じました。35キロ過ぎからは「足が棒になる」、「膝が笑う」を体感しながらのハイキング状態で、制限時間との闘いもありましたが無事ゴールできました。完走して、充実感・達成感を味わうことができましたが、それと引き換えに一週間ほど筋肉痛があり、加齢した自分を見つめ直すことにもなりました。後で知ったのですが、知人は合計120キロではなく、毎月120キロ（合計600キロ）走っていたそうで、「練習は嘘をつかない！」も実感しました。最後になりましたが、20キロ地点で頂いた支部の先生方の応援と差し入れの味は忘れません。お陰様で無事完走することができました。ありがとうございました。

次回は絶対「たこ焼き」を食べるぞ！！



新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 ^{たか はし こう じ} 高橋 晃 司
 生年月日 昭和62年1月17日
 出身地 大阪府
 血液型 O型
 事務所 西区北堀江4-12-10-526
 高橋修司税理士事務所
 T E L 06-6534-0360

趣 味 セレッソ大阪・ソフトバンクホークスの応援
 一 言 私は、お酒があまり飲めませんが、いろいろご指導お願ひいたします。



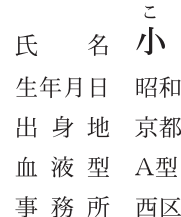
氏名 ^{さ と う み ほ} 佐藤 美保
 生年月日 昭和48年7月21日
 出身地 東京都
 血液型 B型
 事務所 西区新町1-24-11
 新町F1ビル
 吉栖税理士事務所
 T E L 06-6531-8001

趣 味 読書、料理、おいしい物を食べること
 信 条 誠実
 一 言 よろしくお願ひします。



氏名 ^{まつ もと さとし} 松本 聡
 生年月日 昭和53年2月5日
 出身地 鹿児島県
 血液型 B型
 事務所 西区西本町1-5-3
 扶桑ビル
 T E L 06-6531-0328

一 言 7月に税理士登録をさせていただき、西支部にお世話になる事になりました。今後ともよろしくお願ひします。



氏名 ^{こ ばやし りょう すけ} 小林 亮介
 生年月日 昭和56年8月31日
 出身地 京都府
 血液型 A型
 事務所 西区新町1丁目
 趣 味 映画
 信 条 袖振り合うも多生の縁



氏名 ^{あり もと ひろし} 有本 裕
 生年月日 昭和30年1月1日
 出身地 大阪府
 血液型 A型
 事務所 西区九条2-1-3
 国元ビル3階
 T E L 06-6583-2456

経 歴 東大阪税務署法人特官
 平成27年7月退職
 趣 味 ゴルフ、ウォーキング
 信 条 一生懸命努力すればすれほど、運は味方する
 一 言 希望と不安を持って9月に新規登録致しました。地道にコツコツと仕事をやっていきたいと思っています。



氏名 ^{にし かわ ひろ し} 西川 浩史
 生年月日 昭和37年1月13日
 出身地 奈良県
 血液型 O型
 事務所 西区鞠本町1-14-1
 中島ビル2階
 T E L 06-6441-2063

経 歴 KPMG税理士法人を平成27年6月末退職
 趣 味 自転車
 信 条 楠木学問
 一 言 よろしくお願ひします



会員の動き

平成27年8月1日～平成27年11月30日

◎新入、転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
27.08.27	130532	田中 咲	入会	西区阿波座1-3-5 田中一郎税理士事務所	6532-7701	6532-7705	
27.08.27	130547	有本 裕	入会	西区九条2-1-3 国元ビル3階	6583-2456	6583-2457	
27.08.27	130559	佐藤 美保	入会	西区新町1-24-11 新町F1ビル 吉栖照美税理士事務所	6531-8001	6531-8002	
27.08.27	130613	仁田 亮	入会	西区北堀江2-1-11 久我ビル10階 税理士法人Brain Trust	6535-6666	6535-6663	
27.09.15	130997	小林 亮介	入会	西区新町1-14-21-4412号	090-6828-8693	-	
27.10.14	71302	西川 浩史	転入	西区靱本町1-14-1 中島ビル2階	6441-2063	6441-5820	桜井より
27.11.17	131397	長野 弘和	入会	西区北堀江3-5-16 原野ビル2B	7161-4557	7182-9640	
27.11.19	128634	引地 和美	転入	西区新町1-4-24 大阪四ツ橋新町ビル 杉野義博税理士事務所	6538-8071	6538-8072	葛城より
27.11.25	126044	山崎 洋介	転入	西区阿波座1-4-1 野村不動産四ツ橋ビル8階 T F G 税理士法人	6538-0872	6538-0896	北より

◎転出、退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
27.08.26	108913	深井 龍己	転出	大阪市中央区内本町1-2-5 Y S Kビル301号	6910-6778		東へ
27.09.14	125653	北川 ワタル	転出	大阪市中央区島之内1-22-22 第一住建ビル802号室	7878-6871		南へ
27.09.17	128941	西津 陵史	転出	京都市中京区釜座町22 ストークビル三条烏丸3階 JOHARI税理士法人京都オフィス	075-741-6928		中京へ
27.09.30	56423	飛田 篤	転出	大阪市中央区久太郎町3-1-27 船場大西ビル902号	4708-3195		東へ
27.09.30	129106	兪山 時行	転出	大阪市中央区平野町3-3-11 アーバネックス淀屋橋705	6210-2297		東へ
27.10.02	117593	観野 健太郎	転出	大阪市住吉区遠里小野5-15-22	070-2662-7977		住吉へ
27.10.09	18968	中島 理樹夫	退会	大阪市西区靱本町1-14-1	6441-2063		死亡
27.11.12	106232	別府 哲郎	退会	大阪市西区西本町1-11-1 セントラルハイツ402号室	6532-7768		業務廃止
27.11.16	101922	小路 和博	転出	大阪市中央区北久宝寺町1-5-6 堺筋本町アーバンライフ811	6263-5177		東へ

11月30日現在 会 員 数 343名 法人会員数 28件

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、会員先生方には、原稿依頼など「おおさか西」編集にご協力
いただきありがとうございました。今年から「うまいもんめぐり」コーナーが始まりました。

「こんなお店がありますよ」等情報をお待ちしておりますので、引き続きご協力のほどお願ひ
申し上げます。

これから繁忙期を迎えますが、先生方のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。

(小林幸一)

写真コーナー



▲税を考える週間（吉村政勝 会員）



▲大阪城（吉村政勝 会員）



▲飛び立ち（小林幸一 会員）



▲支部旅行 伊勢・志摩方面（尾本美恵子 会員）